

議案第三十八号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「磁気テープ」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機（汎用電子計算機及びこれに類する機能を有する機器で区規則で定めるものをいう。第二十条及び第二十一条において同じ。）による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第四号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）」、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）」に改める。

第六条中「保護制度」の下に「及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）による特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第三十七条の二において同じ。）の保護制度」を加える。

第七条第一項第一号中「第三十五条第二項の規定」の下に「並びに特定個人情報保護条例第七条第二項本文、第九条第一項及び第十七条第三項第六号の規定」を加え、同項第二号中「第二十二条の二第二項の規定」の下に「並びに特定個人情報保護条例第六条第三項、第七条第五項、第十三条第三項（第十五条第二項の規定において準用する場合を含む。）及び第十八条第二項の規定」を加える。

第十五条中「同じ。」に「区の下に「区の下に「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、委託し、又は管理を行わせる業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けたもの又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（再委託）

第十五条の二 業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）又は区の公の施設の管理を行う指定管理者は、実施機関の許諾を得た場合に限り、当該業務の再委託（指定管理者にあつては、委託）をすることができる。

第十六条第一項中「実施機関から業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）を「受託者」に、「指定管理者」を「管理を行う指定管理者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「管理を行う指定管理者」に改める。

第二十条中「（汎用電子計算機及びこれに類する機能を有する機器で区規則で定めるものをいう。以下同じ。）を削る。

第二十一条第一項ただし書中「とき」の下に「又は法令等の定めがあるとき」を加える。

第三十条中「速やかに」の下に「港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）第一条に規定する」を加える。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、区規則に定めるところにより徴収する。

3 第一項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）により保護を受ける者から請求があるときその他区長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(適用除外等)

第三十七条の二 特定個人情報については、この条例(第二章及び第六章を除く。)の規定は、適用しない。

2 実施機関における特定個人情報の取扱い及び実施機関が保有する自己に関する特定個人情報の開示、訂正、削除等の請求に係る事項については、別に条例で定める。

付 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第十五条に一項を加える改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条第一項の改正規定(「実施機関から業務の委託を受けたもの(以下「受託者」という。)」を「受託者」に改める部分に限る。)は、平成二十八年一月一日から施行する。

(説明)

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例を制定することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。